(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のアについては，インテリア装備を計画し，施工するために必要な建築構造を扱うこと。イについては，構造物に生じる反力の力学計算を扱うこと。ウについては，部材に生じる応力の力学計算を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，建築設備の種類，建築物との関連性，自然エネルギーの利用を扱うこと。また，環境問題や省エネルギーと関連付けて扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，下地及び仕上げの種類と施工方法を扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)については，インテリアのユニット化及びシステム化を扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)については，建築物の長寿命化や省資源の観点から，インテリアの維持保全を扱うこと。

カ　〔指導項目〕の(6)については，インテリア装備の施工と管理及び安全性などに関する法規の目的と概要を扱うこと。

第56　インテリアエレメント生産

1　目　標

工業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，インテリアエレメントの生産に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) インテリアエレメントの生産について住生活を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) インテリアエレメントの生産に関する課題を発見し，技術者として科学的な根拠に基づき工業技術の進展に対応し解決する力を養う。

(3) 住生活の変化に対応したインテリアエレメントを生産する力の向上を目指して自ら学び，インテリア産業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2　内　容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 材料と加工

ア　木材と木質材料

イ　無機材料

ウ　有機材料

(2) 各種のエレメント

ア　家具

イ　建具

ウ　照明器具

エ　窓回り部品

オ　テキスタイル製品

カ　壁装材料

キ　工芸品

(3) 加工方法

ア　木材加工

イ　金属加工

(4) 生産管理

ア　生産管理の計画

イ　生産の工程

3　内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)のアからウまで及び(2)のアからキまでについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，それぞれいずれかを選択して扱うことができること。

イ　〔指導項目〕の(4)のイについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，家具，建具及び住宅部品から適切な事例を選定し，具体的に理解できるよう工夫して指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，材料の特性及び加工の原理と方法を扱うこと。イについては，金属材料，セラミック材料及び石材を扱うこと。ウについては，プラスチック材料を扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，インテリアの構成材，製品の構造及び機能を扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，実際の生産工程に沿って機械設備と工作法を扱うこと。また，関連する法規の目的と概要を扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)のアについては，生産計画，工程管理，品質管理，安全管理及び衛生管理を扱うこと。イについては，実際の生産工程を扱うこと。